

## 【表紙】

【提出書類】	訂正発行登録書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年12月23日
【会社名】	株式会社メタプラネット
【英訳名】	Metaplanet Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 サイモン・ゲロヴィッチ
【本店の所在の場所】	東京都港区六本木六丁目10番1号
【電話番号】	03-6772-3696 ( 代表 )
【事務連絡者氏名】	IR部長 中川 美貴
【最寄りの連絡場所】	東京都港区六本木六丁目10番1号
【電話番号】	03-6772-3696 ( 代表 )
【事務連絡者氏名】	IR部長 中川 美貴
【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】	株式 ( A種種類株式 )
【発行登録書の提出日】	2025年8月1日
【発行登録書の効力発生日】	2025年8月9日
【発行登録書の有効期限】	2027年8月8日
【発行登録番号】	7 - 関東 1
【発行予定額又は発行残高の上限】	発行予定額 277,500,000,000円
【発行可能額】	277,500,000,000円
【効力停止期間】	この訂正発行登録書の提出による発行登録の効力停止期間は、 2025年12月23日(提出日)であります。
【提出理由】	2025年8月1日付で提出した発行登録書の記載事項中、「第一部 証券情報 第1 募集要項」、「第一部 募集又は売出しに関する特別記載事項」及び「第二部 参照情報 第2 参照書類の補完情報」の記載について訂正を必要とするため、本訂正発行登録書を提出します。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 ( 東京都中央区日本橋兜町2番1号 )

## 【訂正内容】

発行登録書の内容を以下の内容に差替えます。

## 第一部【証券情報】

### 第1【募集要項】

以下に記載するもの以外については、有価証券を募集により取得させるに当たり、その都度「訂正発行登録書」又は「発行登録追補書類」に記載します。

#### 1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
株式会社メタプラネット A種種類株式 (以下「A種種類株式」といいます。)	未定 (注) 2	株主の権利内容において普通株式と異なる種類株式 単元株式数 100株 A種種類株式に係るその他の内容につきましては、後記「摘要 (A種種類株式の内容)」をご参照ください。

- (注) 1 当社は、2025年8月1日付の当社取締役会の決議において、A種種類株式及び株式会社メタプラネットB種種類株式（以下「B種種類株式」とい、以下、A種種類株式とあわせて、個別に又は総称して「当社種類株式」といいます。）の新設等に係る定款一部変更に関する議案を2025年9月1日開催の当社臨時株主総会に付議することを決議し、同臨時株主総会における同議案の承認により、定款にA種種類株式に係る定めが新設されました。また、当社は、2025年11月20日開催の当社取締役会の決議において、当社種類株式に関する定款の規定の変更等に係る定款一部変更に関する議案（以下「本定款変更議案」とい、提案された一部変更後の定款を「変更後定款」といいます。）を2025年12月22日開催の当社臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）に付議することを決議し、本臨時株主総会における本定款変更議案の承認により、定款は変更後定款どおりに変更されました。当社は、本書提出日(2025年12月23日)現在、A種種類株式の発行について決定しているものではありません。変更後定款に基づくA種種類株式の発行については、本臨時株主総会の後、市場環境等を勘案しつつ、当社の資本政策に照らして、取締役会の決議により決定する予定です（かかる決議を以下「発行決議」といいます。）。
- 2 当社の変更後定款において、A種種類株式の発行数の上限を555,000,000株としておりますが、国内における具体的な発行数は未定であり、本書記載の発行予定額（277,500,000,000円）の範囲内で発行決議により決定する予定です。当社種類株式を実際に国内において発行するためには、今後、投資家の皆様との意見交換に加え、株式会社東京証券取引所（以下「東証」といいます。）や財務当局、引受証券会社との対話を含めた多くの検討が必要となります。これらの検討の結果、当社種類株式の定款の内容を更に変更する可能性もあり、そもそも国内において当社種類株式の発行に至らない可能性もあります。
- 3 当社は、将来的には、当社種類株式の上場を目指しておりますが、種類株式の上場には、東証との事前相談を経たうえで所定の上場審査を受ける必要があります、また、証券会社による当社種類株式の引受けの可否が現時点では未定であるため、最終的に当社種類株式の上場が認められない可能性があります。

#### 摘要（A種種類株式の内容）

当社は、A種種類株式については、配当や残余財産の分配の場面においてB種種類株式及び普通株式よりも優先される設計としつつ、普通株式を交付財産とする取得請求権は付さないことで、社債としての性質がより強い設計としております。また、海外機関投資家との対話を通じて把握した市場ニーズを踏まえ、配当頻度を年12回（毎月配当）としております。なお、特定日の到来を条件として自動的に取得がなされる一斉取得条項や、当社の任意の裁量による取得を可能とする取得条項を設けることは現時点において想定しておりません。A種種類株式の内容の詳細は以下のとおりであります。

##### イ 配当金

###### (1) A種種類配当金

当社は、各月末日を剰余金の配当の基準日として剰余金の配当を行うときは、当該剰余金の配当の基準日に係る最終の株主名簿に記載又は記録されたA種種類株式を有する株主（以下「A種種類株主」といいます。）又はA種種類株式の登録株式質権者（以下、A種種類株主とあわせて、個別に又は総称して、「A種種類株主等」といいます。）に対し、当社普通株式（以下「普通株式」といいます。）を有する株主（以下「普通株主」といいます。）及び普通株式の登録株式質権者（以下、普通株主とあわせて、「普通株主等」といいます。）並びにB種種類株式を有する株主（以下「B種種類株主」といいます。）又はB

種種類株式の登録株式質権者（以下、「B種種類株主」とあわせて、「B種種類株主等」といいます。）に先立ち、A種種類株式1株につき、当該剰余金の配当の基準日に係る月次配当期間（以下に定義します。）に関する算定方法に従って算出される額の金銭の配当（かかる月次配当期間に関する配当により支払われる金銭を、以下「月次A種種類配当金」といい、各月次配当期間に関する配当により支払われる金銭を総称して、以下「A種種類配当金」といいます。）を行います。

本イにおいて「月次配当期間」とは、当該剰余金の配当の基準日が属する月の初日から同月末日までの期間をいいます。ただし、当該A種種類株式の発行日が属する月次配当期間については、当該発行日から同月末日までの期間をいいます。

#### (2) 月次A種種類配当金の額

各月次配当期間に係る月次A種種類配当金の額（以下「月次A種種類配当金額」といいます。）は、1,000円に当該月次配当期間に係るA種変動配当率（以下に定義します。）を乗じて算出した額（円位未満小数第3位まで計算し、その小数第3位を切り捨てます。）とします。なお、月次A種種類配当金額は、各月次配当期間の実日数につき、1か月を30日とし、1年を360日として日割計算により算出するものとします。

ただし、当該算定方法に従って算出される月次A種種類配当金額がA種配当金額下限（1,000円に年1パーセントを乗じ、各月次配当期間の実日数につき、1か月を30日とし、1年を360日として日割計算により算出した金額とします。以下同じです。）未満となるときは、A種配当金額下限を月次A種種類配当金額とします。また、当該算式に従って算出される月次A種種類配当金額がA種配当金額上限（1,000円に年8パーセントを乗じ、各月次配当期間の実日数につき、1か月を30日とし、1年を360日として日割計算により算出した金額とします。以下同じです。）を超えるときは、A種配当金額上限をA種種類配当金額とします。

#### (3) A種変動配当率

本イにおいて「A種変動配当率」とは、当該A種種類株式の発行に先立って取締役会の決議により定められる算定方法に従って定められる配当率をいい、各月次配当期間の開始日の前営業日（以下「A種変動配当率決定日」といいます。）において、株価参照期間（以下に定義します。）におけるA種種類株式の株価終値（以下に定義します。）の平均値（終値のない日数を除きます。）に応じて、基準金利（以下に定義します。）を参照して定められるものとします。

本イにおいて「株価参照期間」とは、各A種変動配当率決定日に先立つ一定の期間として当該A種種類株式の発行に先立って取締役会の決議により定められる期間をいい、「株価終値」とは、株式会社東京証券取引所におけるA種種類株式の普通取引の終値をいい、「基準金利」とは、1か月TONA（日本銀行が毎営業日に公表する無担保コール翌日物金利を基に1か月間の日次金利を累積複利計算した上で年率換算した金利指標）又はその後継である金利指標をいいます。

#### (4) 累積条項

各月末日を剰余金の配当の基準日としてA種種類株主等に対して行う1株当たりの剰余金の配当が、当該配当の基準日に係る月次配当期間に関する月次A種種類配当金の額に達しないときは、その不足額は、A種変動配当率の算定方法を基準として当該A種種類株式の発行に先立って取締役会の決議により定められる算定方法による単利計算により翌月次配当期間以降に累積します。累積した不足額（以下「累積未払A種種類配当金」といいます。）については、前項に定める剰余金の配当に先立ち、A種種類株式1株につき累積未払A種種類配当金の額に達するまで、A種種類株主等に対し、金銭による剰余金の配当を行います。

#### (5) 非参加条項

A種種類株主等に対しては、A種種類配当金及び累積未払A種種類配当金相当額を超えて剰余金の配当は行いません。

### □ 残余財産の分配

#### (1) 残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、A種種類株主等に対し、普通株主等及びB種種類株主等に先立ち、A種種類株式1株につき、当該A種種類株式に係る1株当たりの公正な価額を踏まえて、当該A種種類株式の発行に先立って取締役会の決議により定められる算定方法により決定される額の金銭を支払います。

#### (2) 非参加条項

A種種類株主等に対しては、上記(1)の他、残余財産の分配は行いません。

### ハ 議決権

A種種類株主は、すべての事項につき株主総会において議決権行使することができません。

### 二 種類株主総会の決議

- (1) 種類株主総会の決議は、法令又は当社の定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行います。
- (2) 会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じです。）第324条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行います。
- (3) 当社が、会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合には、法令に別段の定めがある場合を除き、A種種類株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しません。
- (4) 当社は、種類株主総会を場所の定めのない種類株主総会とすることができます。
- (5) 每年12月31日から3か月以内に開催される種類株主総会の議決権の基準日は、毎年12月31日とします。
- (6) 当社が以下に掲げる行為をする場合において、A種種類株主に損害を及ぼすおそれがあるときは、当社の株主総会決議又は取締役会決議に加え、A種種類株主を構成員とする種類株主総会の決議がなければ、その効力を生じないものとします。ただし、当該種類株主総会において議決権を行使することができるA種種類株主が存しない場合は、この限りではありません。
  - (a) 当社が消滅会社となる合併又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転（当社の単独による株式移転を除きます。）
  - (b) 当社の特別支配株主による当社の他の株主に対する株式売渡請求に係る当社の取締役会による承認

#### ホ 取得条項

当社は、A種種類株式について、当該A種種類株式の発行に先立って取締役会の決議により定められる事由が生じた場合に、取締役会の決議により別に定める日が到来したときは、当該A種種類株式の全部又は一部を取得することができます。この場合、当会社は、当該A種種類株式を取得するのと引換えに、A種種類株主に対し、A種種類株式1株につき、当該A種種類株式に係る1株当たりの公正な価額を踏まえて、当該A種種類株式の発行に先立って取締役会の決議により定められる算定方法により算出される額の金銭を交付します。A種種類株式の一部を取得するときは、取締役会が定める合理的な方法によって、A種種類株主から取得すべき当該A種種類株式を決定します。

#### ヘ A種種類株式に係る株式の併合又は分割等

- (1) 当社は、法令に別段の定めがある場合を除き、A種種類株式について株式の併合又は分割を行いません。
- (2) 当社は、A種種類株主に対し、株式無償割当て又は新株予約権無償割当てを行いません。
- (3) 当社は、A種種類株主に対し、募集株式の割当て又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

2 【株式募集の方法及び条件】

( 1 ) 【募集の方法】

未定

( 2 ) 【募集の条件】

未定

3 【株式の引受け】

未定

4 【新規発行による手取金の使途】

( 1 ) 【新規発行による手取金の額】

未定

( 2 ) 【手取金の使途】

ビットコインの取得の資金に充当する予定ですが、詳細については発行決議時に決定します。

## 第2【売出要項】

該当事項はありません。

### 【募集又は売出しに関する特別記載事項】

#### A種種類株式を発行することの必要性及び相当性について

当社は、2025年から2027年にかけて21万ビットコインの取得を目指すビットコイン計画を、2025年6月6日付で公表しております。この計画は、2025年1月28日に公表した当初計画を大幅に上方修正したものであり、当社が掲げる成長戦略の中核をなすものです。これを着実に遂行するためには、今後も大規模な資金調達を実施できる体制を維持する必要があり、機動性と柔軟性を備えた資本政策の推進が不可欠です。2025年12月期においては、2025年3月24日に開催した定時株主総会及び2025年9月1日に開催した臨時株主総会において、発行可能株式総数の増加をご承認いただきました。これにより、大規模な資本増強を実現し、調達資金を原資としてビットコインの取得を進めることができとなりました。その結果、2025年11月19日時点における当社のビットコイン保有残高は30,823BTCに達しております。また、BTCイールド（当社が保有するビットコイン数量を完全希薄化後の発行済普通株式数で割った数値の、比較対象期間における変化率を示す指標）は497%を達成し、1株当たりのビットコイン保有数量（希薄化後ベース）を年初比で約6倍に増加させることに成功いたしました。今後は、これまでの普通株式による資金調達に加え、種類株式（優先株式）を新たな調達手段として積極的に活用していくことを念頭に置き、より柔軟かつ機動的な資本政策を推進してまいります。

また、当社は、A種種類株式については、配当や残余財産の分配の場面においてB種種類株式及び普通株式よりも優先される設計としつつ、普通株式を交付財産とする取得請求権は付さないことで、社債としての性質がより強い設計としております。また、海外機関投資家との対話を通じて把握した市場ニーズを踏まえ、配当頻度を年12回（毎月配当）としております。なお、特定日の到来を条件として自動的に取得がなされる一斉取得条項や、当社の任意の裁量による取得を可能とする取得条項を設けることは現時点において想定しておりません。

このように、当社の資本政策の選択肢を拡大し、より柔軟で機動的な資金調達を可能とする体制を整備し、更なる事業戦略の推進に向けた成長投資資金を確保するための資金調達手法として、上記の性質を持つA種種類株式を発行することは有用な選択肢であり、A種種類株式を発行することの必要性及び相当性があると考えております。

なお、当社は、将来的には、A種種類株式の上場を目指しておりますが、種類株式の上場には、東証との事前相談を経たうえで所定の上場審査を受ける必要があり、また、証券会社による当社種類株式の引受けの可否が現時点では未定であるため、最終的に当社種類株式の上場が認められない可能性があります。その場合には、当社は、本書を取り下げます。

#### A種種類株式、B種種類株式及び普通株式の優先順位について

A種種類株式、B種種類株式及び普通株式に係る剰余金の配当の支払順位は、A種種類株式に係る剰余金の配当を第1順位、B種種類株式に係る剰余金の配当を第2順位、普通株式に係る剰余金の配当を第3順位とします。

A種種類株式、B種種類株式及び普通株式に係る残余財産の分配の支払順位は、A種種類株式に係る残余財産の分配を第1順位、B種種類株式に係る残余財産の分配を第2順位、普通株式に係る残余財産の分配を第3順位とします。

当社が剰余金の配当又は残余財産の分配を行う額が、ある順位の剰余金の配当又は残余財産の分配を行うために必要な総額に満たない場合は、当該順位の剰余金の配当又は残余財産の分配を行うために必要な金額に応じた比例按分の方法により剰余金の配当又は残余財産の分配を行います。

## 第3【その他の記載事項】

該当事項はありません。

## 第二部【参照情報】

### 第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

#### 1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第26期(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日) 2025年3月24日関東財務局長に提出  
事業年度 第27期(自 2025年1月1日 至 2025年12月31日) 2026年3月31日までに関東財務局長に提出予定  
事業年度 第28期(自 2026年1月1日 至 2026年12月31日) 2027年3月31日までに関東財務局長に提出予定

#### 2【半期報告書】

事業年度 第27期中(自 2025年1月1日 至 2025年6月30日) 2025年8月13日関東財務局長に提出  
事業年度 第28期中(自 2026年1月1日 至 2026年6月30日) 2026年8月14日までに関東財務局長に提出予定  
事業年度 第29期中(自 2027年1月1日 至 2027年6月30日) 2027年8月16日までに関東財務局長に提出予定

#### 3【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本書提出日(2025年12月23日)までに、以下の臨時報告書を提出

- (1) 金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2025年3月26日に関東財務局長に提出
- (2) 金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づく臨時報告書を2025年4月11日に関東財務局長に提出
- (3) 金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に基づく臨時報告書を2025年4月25日に関東財務局長に提出
- (4) 金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第19号及び第12号の規定に基づく臨時報告書を2025年5月14日に関東財務局長に提出
- (5) 金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に基づく臨時報告書を2025年7月16日に関東財務局長に提出
- (6) 金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第19号及び第12号の規定に基づく臨時報告書を2025年8月13日に関東財務局長に提出
- (7) 金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づく臨時報告書を2025年8月13日に関東財務局長に提出
- (8) 金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項及び同条第2項第1号の規定に基づく臨時報告書を2025年8月27日に関東財務局長に提出
- (9) 金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2025年9月2日に関東財務局長に提出
- (10) 金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に基づく臨時報告書を2025年9月25日に関東財務局長に提出
- (11) 金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第19号及び第12号の規定に基づく臨時報告書を2025年11月13日に関東財務局長に提出
- (12) 金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の規定に基づく臨時報告書を2025年11月20日に関東財務局長に提出
- (13) 金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2025年12月23日に関東財務局長に提出

#### 4 【訂正報告書】

- (1) 訂正報告書（上記3の2025年4月11日提出の臨時報告書の訂正報告書）を2025年4月18日に関東財務局長に提出
- (2) 訂正報告書（上記3の2025年8月27日提出の臨時報告書の訂正報告書）を2025年9月2日に関東財務局長に提出
- (3) 訂正報告書（上記3の2025年8月27日提出の臨時報告書の訂正報告書）を2025年9月10日に関東財務局長に提出
- (4) 訂正報告書（上記3の2025年11月20日提出の臨時報告書の訂正報告書）を2025年11月21日に関東財務局長に提出

## 第2【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び半期報告書（以下「有価証券報告書等」といいます。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本書提出日（2025年12月23日）までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されていますが、当該事項は本書提出日（2025年12月23日）現在においてその判断に変更の必要はなく、また新たに記載すべき将来に関する事項もありません。

## 第3【参照書類を縦覧に供している場所】

株式会社メタプラネット本店  
(東京都港区六本木六丁目10番1号)  
株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第三部【保証会社等の情報】

該当事項はありません。